

奈良市公報 号外第 7 号 令和 5 年 6 月 条例等				令 和 6 年 6 月 26 日 発 行 発行所 奈 良 市 役 所 発行人 奈 良 市 長 編集人 法務ガバナンス課長
目次				
条 例				
月	日	番号	件 名	主 管
6	12	17	奈良市議会基本条例の一部を改正する条例	議会総務課
6	27	18	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	障がい福祉課、福祉医療課、子ども政策課、保育所・幼稚園課
6	27	19	奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	保護課
6	27	20	奈良市手数料条例の一部を改正する条例	建築指導課
6	27	21	奈良市税条例の一部を改正する条例	市民税課、資産税課
6	27	22	奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例	産業政策課
6	27	23	奈良市火災予防条例の一部を改正する条例	消防局予防課
6	27	24	奈良市公民館条例の一部を改正する条例	地域教育課
規 則				
月	日	番号	件 名	主 管
6	26	42	奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	地域づくり推進課
6	27	43	奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則	市民税課
6	27	44	奈良市火災予防規則の一部を改正する規則	消防局予防課
6	27	45	奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	消防局総務課
告 示				
月	日	番号	件 名	主 管
6	16	307	奈良市地域に飛び出す学生支援事業補助金交付要綱	総合政策課
6	22	314	奈良市私立幼稚園 2 歳児受入推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課
6	27	318	奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整備に関する告示	人事課

訓 令 甲				
月	日	番号	件 名	主 管
6	12	5	奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	人事課
6	27	6	奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令	人事課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
6	13	6	奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則	地域教育課
災 害 対 策 本 部				
月	日	番号	件 名	
6	14	1	奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示	

条**例**

奈良市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 17 号

奈良市議会基本条例の一部を改正する条例

奈良市議会基本条例（平成 25 年奈良市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項中「閉会中に」の次に「緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、」を加え、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 議長は、前項の規定による質問の回数を制限することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和 5 年 6 月 12 日揭示済)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 18 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(奈良市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第 1 条 奈良市子ども・子育て会議条例（平成 25 年奈良市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条第 1 項第 1 号中「第 77 条第 1 項」を「第 72 条第 1 項」に改める。

(奈良市総合福祉センター条例の一部改正)

第 2 条 奈良市総合福祉センター条例（昭和 59 年奈良市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項第 1 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第 3 条 奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和 4 年奈良市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

(奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正)

第 4 条 奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成 18 年奈良市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 5 条 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和 47 年奈良市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和 5 年 6 月 27 日揭示済)

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特

定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 19 号

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年奈良市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 13 の項を 14 の項とし、12 の項を 13 の項とし、11 の項の次に次のように加える。

12 市長	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護に準じて行う生活に困窮する外国人に対する措置の実施に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

別表第 2 の 1 の項中「(昭和 25 年法律第 144 号)」を削り、「実施又は」を「実施若しくは」に改め、「生活保護関係情報」という。)の次に「又は生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法による保護に準じた措置の実施に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」を加え、同表の 2 の項から 10 の項までの規定中「生活保護関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表の 13 の項中「に関する情報であって規則で定めるもの」の次に「(以下「介護保険等給付関係情報」という。）」を、「生活保護関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表に次のように加える。

14 市長	生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人に対する措置の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険等給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による資金の貸付け又は給付金に関する情報であって規則で定めるもの
		難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
15 市長	法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務のうち第 4 欄において生活保護関係情報を利用する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第 3 の 1 の項及び 2 の項中「生活保護関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

(令和 5 年 6 月 27 日掲示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 20 号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成 12 年奈良市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 38 の 2 項中「第 76 の 14 の 2 項」を「第 76 の 14 の 2 の 2 項」に改め、同表第 45 項の次に次のように加える。

45 の 2	建築確認台帳記載証明手数料	建築基準法第 12 条第 8 項に規定する台帳の記載事項に関する証明書の交付	1 件につき 300 円
--------	---------------	--	-----------------

別表第 76 の 10 の 2 項の次に次のように加える。

76 の 10 の 3	長期優良住宅証明手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づく認定又は同法第 10 条の承認の証明に係る書面の交付	1 件につき 300 円
-------------	-------------	---	-----------------

別表第 76 の 11 項を次のように改める。

76 の 11	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、単位住戸（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項に規定する住宅部分	床面積が 200 平方メートル未満のもの	1 件につき 40,200 円（建築基準法第 6 条の 2 第 1 項又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価
---------	--------------------	--	----------------------	--

		をいう。)の一の住戸をいう。)の数が1である住宅（以下この項、第76の13項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項において「一戸建ての住宅」という。)であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、第76の14の2の2項、第76の14の3項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項並びに備考第7項、第13項及び第14項において「基準省令」という。）第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この項、第76の13項、第76の15項及び第76の17項において「誘導性能基準」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）		機関のうち市長が定めるものにより、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び第76の13項において「低炭素建築物適合計画」という。）である場合にあっては、6,700円)
			床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき44,300円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円)
		都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この項、第76の13項、第76の15項及び第76の17項において「誘導仕様基準」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき23,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円)
			床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき24,500円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円)

			住宅仕様審査」という。)		
			都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項、第76の13項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項において「共同住宅」という。）であって誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき75,800円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
				床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき123,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円）
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき206,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,700円）
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき292,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき571,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134,000円）
				床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,006,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、202,000円）
				床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,844,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、305,000円）
			都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき38,900円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
				床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき64,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円）
				床面積が2,000平方メートル以上のもの	1件につき111,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円）

			トル以上 5,000 平方メートル未満のもの	炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,700 円)
			床面積が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 165,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000 円)
			床面積が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 299,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134,000 円)
			床面積が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 501,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、202,000 円)
			床面積が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件につき 828,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、305,000 円)
		都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分（以下この項、第 76 の 13 項、第 76 の 14 の 2 の 2 項、第 76 の 14 の 3 項、第 76 の 15 項、第 76 の 17 項及び第 76 の 19 項において「非住宅部分」という。）であって基準省令第 10 条第 1 号イ（1）及び同号ロ（1）の基準（以下この項、第 76 の 13 項、第 76 の 15 項及び第 76 の 17 項において「標準入力法」という。）を用いたもの	床面積が 300 平方メートル未満のもの	1 件につき 238,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500 円)
			床面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 297,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18,700 円)
			床面積が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 381,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300 円)
			床面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 542,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000 円)
			床面積が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 666,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000 円)

			に係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 787,000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000 円）
				床面積が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 897,000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000 円）
				床面積が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件につき 1,117,000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000 円）
			都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第 10 条第 1 号イ（2）及び同号ロ（2）の基準（以下この項、第 76 の 13 項、第 76 の 15 項及び第 76 の 17 項において「モデル建物法」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	床面積が 300 平方メートル未満のもの	1 件につき 94,200 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500 円）
				床面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 118,000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18,700 円）
				床面積が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 154,000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300 円）
				床面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 247,000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000 円）
				床面積が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 321,000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000 円）
				床面積が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 384,000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000 円）
				床面積が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 450,000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000 円）

			床面積が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件につき 581,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000 円)
		都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査		1 件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額
		都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査		1 件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額

別表第 76 の 13 項を次のように改める。

76 の 13	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 2 項において準用する同法第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 (次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、一戸建ての住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査 (以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)	床面積が 200 平方メートル未満のもの	1 件につき 40,200 円 (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700 円)
			床面積が 200 平方メートル以上のもの	1 件につき 44,300 円 (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700 円)
		都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 2 項において準用する同法第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 (次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、一戸建ての住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査 (以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)	床面積が 200 平方メートル未満のもの	1 件につき 23,200 円 (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700 円)
			床面積が 200 平方メートル以上のもの	1 件につき 24,500 円 (低炭素建築物適合計画であ

			る審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）		る場合にあっては、6,700 円)
			都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 2 項において準用する同法第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	床面積が 300 平方メートル未満のもの	1 件につき 75,800 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500 円)
				床面積が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 123,000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400 円)
				床面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 206,000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,700 円)
				床面積が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 292,000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000 円)
				床面積が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 571,000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134,000 円)
				床面積が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 1,006,000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、202,000 円)
				床面積が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件につき 1,844,000 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、305,000 円)
			都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 2 項において準用する同法第 53 条第 1 項	床面積が 300 平方メートル未満のもの	1 件につき 38,900 円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500 円)

			の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき64,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円）
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき111,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,700円）
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき165,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき299,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134,000円）
				床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき501,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、202,000円）
				床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき828,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、305,000円）
			都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき238,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）
				床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき297,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18,700円）
				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円）
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき542,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）

				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき666,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円)
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき787,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000円)
				床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき897,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円)
				床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,117,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円)
			都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であってモデル建物法を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき94,200円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円)
				床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき118,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18,700円)
				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき154,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円)
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき247,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円)
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき321,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円)
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき384,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000円)

			床面積が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 450,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000 円)
			床面積が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件につき 581,000 円 (低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000 円)
		都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 2 項において準用する同法第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1 件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額	
		都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 2 項において準用する同法第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1 件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額	

別表 76 の 14 の 2 項中「(以下この項、次項、第 76 の 15 項、第 76 の 17 項及び第 76 の 19 項において「非住宅部分」という。)であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この項、次項、第 76 の 15 項、第 76 の 17 項及び第 76 の 19 項並びに備考第 7 項及び第 13 項から第 17 項までにおいて「基準省令」という。)」を「であって基準省令」に改め、同項を同表第 76 の 14 の 2 の 2 項とし、同表第 76 の 14 項の次に次のように加える。

76 の 14 の 2	低炭素建築物証明手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項の規定に基づく認定の証明に係る書面の交付	1 件につき 300 円
-------------	-------------	---	-----------------

別表第 76 の 15 項を次のように改める。

76 の 15	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、一戸建ての住宅であって誘導性能基準を	床面積が 200 平方メートル未満のもの	1 件につき 36,800 円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネ
---------	-------------------------	---	----------------------	---

		用いたものに係る審査 (以下この項において 「戸建住宅標準審査」 という。)		ルギー消費性能の向上に 関する法律第 35 条第 1 項 各号に掲げる基準に適合 すると認められた計画(以 下この項及び第 76 の 17 項 において「建築物エネルギ ー消費性能向上基準適合 計画」という。)である場 合にあっては、6,700 円)
			床面積が 200 平方メー トル以上のもの	1 件につき 40,900 円 (建 築物エネルギー消費性能 向上基準適合計画である 場合にあっては、6,700 円)
		建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する 法律第 34 条第 1 項の規 定に基づく建築物エネ ルギー消費性能向上計 画の認定の申請に対す る審査のうち、一戸建 ての住宅であって誘導 仕様基準を用いたもの に係る審査 (以下この 項において「戸建住宅 仕様審査」という。)	床面積が 200 平方メー トル未満のもの	1 件につき 19,700 円 (建 築物エネルギー消費性能 向上基準適合計画である 場合にあっては、6,700 円)
			床面積が 200 平方メー トル以上のもの	1 件につき 21,100 円 (建 築物エネルギー消費性能 向上基準適合計画である 場合にあっては、6,700 円)
		建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する 法律第 34 条第 1 項の規 定に基づく建築物エネ ルギー消費性能向上計 画の認定の申請に対す る審査のうち、共同住 宅であって誘導性能基 準を用いたものに係る 審査 (以下この項にお いて「共同住宅標準審 査」という。)	床面積が 300 平方メー トル未満のもの	1 件につき 72,300 円 (建 築物エネルギー消費性能 向上基準適合計画である 場合にあっては、11,500 円)
			床面積が 300 平方メー トル以上 2,000 平方メー トル未満のもの	1 件につき 120,000 円 (建 築物エネルギー消費性能 向上基準適合計画である 場合にあっては、22,400 円)
			床面積が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー トル未満のもの	1 件につき 202,000 円 (建 築物エネルギー消費性能 向上基準適合計画である 場合にあっては、47,700 円)
			床面積が 5,000 平方メー	1 件につき 289,000 円 (建

			トル以上 10,000 平方メートル未満のもの	建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000 円)
			床面積が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 567,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、134,000 円)
			床面積が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 1,002,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、202,000 円)
			床面積が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件につき 1,840,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000 円)
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査 (以下この項において「共同住宅仕様審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1 件につき 35,500 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500 円)
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件につき 60,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、22,400 円)
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件につき 107,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、47,700 円)
			床面積が5,000平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 162,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000 円)
			床面積が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方	1 件につき 295,000 円 (建築物エネルギー消費性能

				メートル未満のもの	向上基準適合計画である場合にあっては、134,000円)
				床面積が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 498,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、202,000円)
				床面積が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件につき 872,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000円)
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法を用いたものに係る審査 (以下この項において「非住宅標準審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1 件につき 234,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
				床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1 件につき 293,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、18,700円)
				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件につき 378,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件につき 539,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
				床面積が5,000平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 663,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)
				床面積が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 783,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)

					場合にあつては、166,000円)
				床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき893,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、207,000円)
				床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,114,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、289,000円)
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であつてモデル建物法を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき90,800円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、11,500円)
				床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき115,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、18,700円)
				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、29,300円)
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき243,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、84,000円)
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき317,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、132,000円)
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、166,000円)

				円)
			床面積が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 446,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000 円)
			床面積が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件につき 578,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000 円)
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1 件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額	
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1 件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額	
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同条第 3 項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査	1 件につき次に掲げる額を全て合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料額 ウ 非住宅標準審査に掲げる手数料額 エ 非住宅モデル審査に掲げる手数料額	
		別表第 76 の 17 項を次のように改める。		
76 の 17	建築物エネルギー消費性能向上	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	床面積が 200 平方メートル未満のもの	1 件につき 36,800 円 (建築物エネルギー消費性能

	計画変更認定申請手数料	法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）		向上基準適合計画である場合にあっては、6,700円)
			床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき40,900円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、6,700円)
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき19,700円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、6,700円)
			床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき21,100円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、6,700円)
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき72,300円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき120,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、22,400円)
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき202,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、47,700円)

			床面積が5,000平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 289,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000 円）
			床面積が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 567,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、134,000 円）
			床面積が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 1,002,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、202,000 円）
			床面積が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件につき 1,840,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000 円）
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 2 項において準用する同法第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1 件につき 35,500 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500 円）
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件につき 60,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、22,400 円）
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件につき 107,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、47,700 円）
			床面積が5,000平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 162,000 円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000 円）
			床面積が 10,000 平方メ	1 件につき 295,000 円（建

			一トール以上 25,000 平方メートル未満のもの	建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、134,000 円)
			床面積が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 498,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、202,000 円)
			床面積が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件につき 872,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000 円)
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 2 項において準用する同法第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法を用いたものに係る審査 (以下この項において「非住宅標準審査」という。)	床面積が 300 平方メートル未満のもの	1 件につき 234,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500 円)
			床面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 293,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、18,700 円)
			床面積が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 378,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300 円)
			床面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 539,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000 円)
			床面積が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 663,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000 円)
			床面積が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方	1 件につき 783,000 円 (建築物エネルギー消費性能

				メートル未満のもの	向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円)
				床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき893,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円)
				床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,114,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000円)
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であってモデル建物法を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき90,800円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
				床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき115,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、18,700円)
				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき243,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき317,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である

				場合にあつては、166,000 円)
			床面積が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1 件につき 446,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、207,000 円)
			床面積が 50,000 平方メートル以上のもの	1 件につき 578,000 円 (建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあつては、289,000 円)
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 2 項において準用する同法第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1 件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額	
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 2 項において準用する同法第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1 件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額	
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 2 項において準用する同法第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、同条第 3 項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る審査	1 件につき次に掲げる額を全て合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料額 ウ 非住宅標準審査に掲げる手数料額 エ 非住宅モデル審査に掲げる手数料額	

別表第 76 の 19 項中「第 1 条第 1 項第 2 号イ(2) (i)」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)」に、「第 1 条第 1 項第 2 号イ(2) (ii)」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)」に改め、同項の次に次のように加える。

76 の 19 の 2	建築物エネルギー消費性能認定 証明手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第 35 条第 1 項又は第 41 条第 2 項の規定に基づく 認定の証明に係る書面の交付	1 件につき 300 円
----------------	-------------------------	--	---------------------

別表備考第 13 項中「第 76 の 14 の 2 項」を「第 76 の 14 の 2 の 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和 5 年 6 月 27 日揭示済)

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 21 号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条の 2 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 29 条の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 32 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第 34 条の見出し中「市民税」を「個人の市民税」に改め、同条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第 37 条第 1 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第 5 項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第 3 項中「によつて」を「により」に改め、同条第 5 項中「によつて」を「により」に、「当該合算額の」を「当該合算額を」に改め、同条第 6 項中「によつて」を「により」に、「その事由がその年の」を「当該納税義務者が」に、「において発生した」を「において給与の支払を受けないこととなつた」に、「当該納税義務者」を「その者」に改める。

第 44 条第 1 項中「特別徴収税額の」を「特別徴収税額を」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「通知によつて」を「通知により」に改め、「特別徴収義務者から」の次に「市に」を加え、「第 17 条の 2 の規定によつて」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもの」とみなすに改める。

第 44 条の 2 第 1 項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第 44 条の 5 において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、

「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「によつて」を「により」に改める。

第 44 条の 6 第 1 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「方法によつて」を「方法により」に、「第 17 条の 2 の規定によつて」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 90 条第 1 号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第 8 条第 1 項中「令和 6 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 10 条中「、第 63 条又は第 64 条」を「又は第 63 条」に、「、第 63 条若しくは第 64 条」を「若しくは第 63 条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 15 項」を「附則第 15 条第 14 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 28 項」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同条第 10 項を次のように改める。

10 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 11 項中「附則第 7 条第 13 項」を「附則第 7 条第 17 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項の次に次の 1 項を加える。

11 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 16 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

附則第 20 条の 2 を削る。

附則第 21 条第 4 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改める。

附則第 21 条の 5 第 3 項を削る。

附則第 22 条第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に、「令和 3 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条中第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 30 条第 7 項」を「附則第 30 条第 3 項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号イ中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ウ(ア)中「6,900 円」とあるのは「3,500 円」」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 8 項中「附則第 30 条第 8 項」を「附則第 30 条第 4 項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号イ中「3,900 円」とあるのは「3,000 円」と、同号ウ(ア)中「6,900 円」とあるのは「5,200 円」」に改め、同項を同条第

4項とする。

附則第23条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第26条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第28条の8（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第28条の9（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第28条の10（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第35条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第90条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）附則第23条第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第25条の2第2項、第32条、第34条、第37条、第44条、第44条の2及び第44条の6の改正規定並びに附則第21条及び附則第23条第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第23条第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第29条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき奈良市税条例第29条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第90条第1号エ及び附則第23条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の奈良市税条例附則第20条の2及び第21条の5第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第21条第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第22条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画

税について適用し、令和 4 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 18 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 35 条の規定の適用については、同条中「、第 43 項若しくは第 46 項」とあるのは、「若しくは第 43 項」とする。

(令和 5 年 6 月 27 日揭示済)

奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 22 号

奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（令和 2 年奈良市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 5 年 6 月 27 日揭示済)

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 23 号

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和 37 年奈良市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力 20 キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧をする機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

第 12 条の 2 第 1 項第 1 号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第 12 条の 2 第 1 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第 12 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第 11 号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第 12 号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第 13 号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第 16 号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第 18 号を第 19 号とし、第 17 号を第 18 号とし、第 16 号の次に次の 1 号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第 17 条第 1 項中「日本産業規格をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第 24 条第 3 項を削り、同条第 4 項第 2 号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 33 条第 2 項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 項又は前項第 2 号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7001 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとしなければならない。

第 24 条第 5 項中「前項第 2 号」を「第 3 項第 2 号」に改める。

- 第 54 条の 2 の 3 第 3 項及び第 54 条の 6 第 2 項中「別表第 7 に定めるものとしなければならない」を「第 24 条第 4 項の規定を準用する」に改める。

別表第 4 から別表第 7 までを次のように改める。

別表第 4 から別表第 7 まで 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 12 条の 2 第 1 項の改正規定及び次項の規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 12 条の 2 第 1 項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の奈良市火災予防条例（以下「新条例」という。）第 12 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 24 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 33 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 24 条第 2 項又は第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第 24 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

(令和 5 年 6 月 27 日掲示済)

奈良市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 24 号

奈良市公民館条例の一部を改正する条例

奈良市公民館条例（昭和 39 年奈良市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表二名公民館西登美ヶ丘分館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

(令和 5 年 6 月 27 日掲示済)

規

則

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 42 号

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例（令和 5 年奈良市条例第 12 号）附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、令和 5 年 7 月 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 5 年 6 月 26 日揭示済)

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 43 号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和 46 年奈良市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「総務部理事、総務部次長」を「総務部次長及び総務部参事」に、「臨時職員」を「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員」に改め、同条第 2 項中「総務部理事、総務部次長」を「総務部次長及び総務部参事」に改める。

第 10 条第 2 号中「第 95 号様式」を「第 96 号様式」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

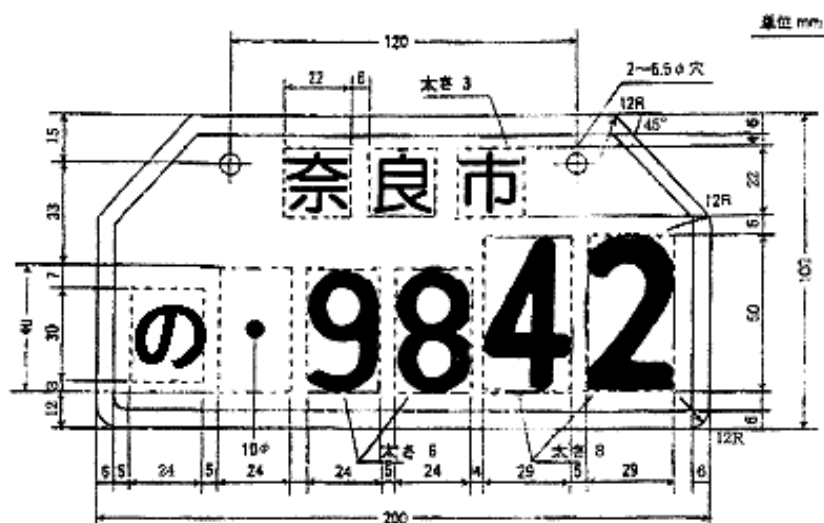
(2) 原動機付自転車のうち、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車の標識 別記第 95 号様式

別記第 93 号様式中「、ね及びの」を「及びね」に改める。

別記第 94 号様式及び第 95 号様式を次のように改める。

第 94 号様式

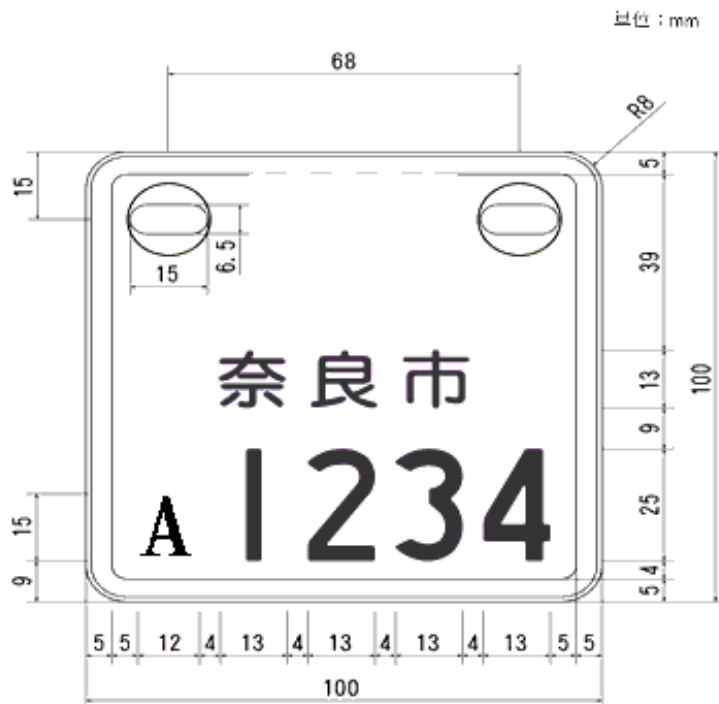
(小型特殊自動車の標識)



- 1 質 …………… 金属製
- 2 地色 …………… 薄緑色
- 3 番号文字 …………… 凸字濃紺色
- 4 市標字 …………… 凸字濃紺色
- 5 上位のけたの数字が有効数字でない場合は、直径10ミリメートルの点で表示する。

第95号様式

(特定小型原動機付自転車の標識)

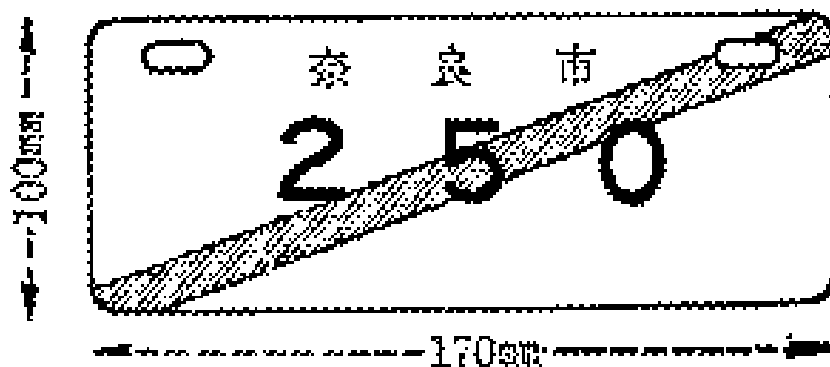


- 1 質 ……………金属製又は金属及び透明材料を用いたもの
- 2 地色 ……………白色
- 3 番号文字……………凸字濃紺色
- 4 市標字……………凸字濃紺色
- 5 上位のけたの数字が有効数字でない場合は、直径10ミリメートルの点で表示する。

別記第96号様式から第111号様式までを次のように改める。

第96号様式

(試 乗 標 識)



- 1 質……………金属製
- 2 地色……………白色
- 3 番号文字……………凸字濃紺色
- 4 市標字……………凸字濃紺色
- 5 斜線……………赤線

第97号様式から第111号様式まで 削除

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第95号様式の改正規定及び別記第96号様式から第111号様式までの改正規定は、令和5年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の奈良市税条例施行規則第10条の改正規定並びに別記第93号様式及び第94号様式の標識(以下「旧標識」という。)は、在庫のものに限り、この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第93号様式及び第94号様式の規定にかかわらず、これを交付することができる。
- 3 この規則の施行の日前に交付した旧標識及び前項の規定により同日以後に交付する旧標識については、それぞれ当該標識に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を廃車する日まで、なおその効力を有する。

(令和5年6月27日揭示済)

奈良市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第44号

奈良市火災予防規則の一部を改正する規則

奈良市火災予防規則(昭和37年奈良市規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表中「第24条第4項第2号」を「第24条第3項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 5 年 6 月 27 日揭示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 45 号

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 41 年奈良市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 常時介護を要する状態の項中「171,650 円」を「172,550 円」に、「75,290 円」を「77,890 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「85,780 円」を「86,280 円」に、「37,600 円」を「38,900 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第 4 の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

(令和 5 年 6 月 27 日揭示済)

告

示

奈良市告示第 307 号

奈良市地域に飛び出す学生支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 6 月 16 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地域に飛び出す学生支援事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、学生が本市における地域活性化や本市の地域課題を解決するための活動を通して本市への愛着を醸成することを促進するため、キャンパスから地域に飛び出し、本市内又は市民を対象に活動を行う学生団体に対し予算の範囲内で、奈良市地域に飛び出す学生支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、奈良市補助金等交付規則（昭和 59 年奈良市規則第 23 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学生 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校に在籍する者をいう。

(2) 学生団体 次のいずれにも該当する団体とする。

ア 学生が団体の構成員の過半数を占めていること。

イ 団体を代表する者が、18 歳以上の学生であること。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する学生団体とする。

(1) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。

(2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

(3) 奈良市暴力団排除条例（平成 24 年奈良市条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団等でないこと。

(4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、法令等に違反する団体でないこと。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市における地域活性化や本市の地域課題を解決することを目的とする事業（本市の区域内で行う事業又は本市に住所を有する者を対象とするものに限る。）であって、令和 5 年 4 月 1 日以後に新たに実施するものとする。ただし、次に掲げる事業については、補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (4) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）その他の法令の定めるところにより行う選挙に関する事業
- (5) 特定の個人、団体が利益を受ける事業
- (6) 他の法令等により、国、県、市等から補助金を受けている事業
- (7) その他第 1 条の趣旨に照らし市長が不適当と認める事業

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用のうち、次に掲げる経費とする。ただし、補助対象事業に要する費用のうち交際費及び慶弔費並びに懇親会等に係るものは、補助対象経費としない。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 使用料及び賃借料

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費の額（200,000 円を限度とし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第 4 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要書
- (4) 団体会員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助対象事業が完了したときは、規則第 14 条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象事業の実施に要した費用を証明する領収書等
- (3) 補助対象事業の活動状況が確認できる書類（写真、チラシ等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 6 月 16 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る補助金から適用する。

(令和 5 年 6 月 16 日揭示済)

奈良市告示第 314 号

奈良市私立幼稚園 2 歳児受入推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 6 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市私立幼稚園 2 歳児受入推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市私立幼稚園 2 歳児受入推進事業補助金交付要綱（平成 30 年奈良市告示第 481 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「530 円」を「570 円」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 6 月 22 日から施行し、この告示による改正後の奈良市私立幼稚園 2 歳児受入推進事業補助金交付要綱第 4 条の規定は、令和 5 年度の予算に係る補助金から適用する。

（令和 5 年 6 月 22 日揭示済）

奈良市告示第 318 号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和 5 年 6 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整備に関する告示

（奈良市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正）

第 1 条 奈良市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成 20 年奈良市告示第 632 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「奈良市子ども未来部子育て相談課」を「奈良市子ども未来部子ども支援課」に改める。

（奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱の一部改正）

第 2 条 奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱（平成 14 年奈良市告示第 401 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「情報政策課」を「DX 推進課」に改める。

第 4 条第 2 項中「情報政策課長」を「DX 推進課長」に改める。

第 9 条の表中「情報政策課」を「DX 推進課」に、「情報政策課長」を「DX 推進課長」に改める。

第 12 条第 2 項の表中「情報政策課長」を「DX 推進課長」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 6 月 27 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

（令和 5 年 6 月 27 日揭示済）

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 5 号

庁 中 一 般

関 係 各 所

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 6 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市職員の勤務時間等に関する規程（昭和 44 年奈良市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表総務課の項の前に次のように加える。

秘書広報課	秘書広報課	秘書に関する業務に従事す	時差勤務	1 週間当たり 38 時間 45 分とする。	1 時間	職員ごとに 4 週間につき 8 日の割合で所属長が定める日
-------	-------	--------------	------	------------------------	------	-------------------------------

る 職
員

附 則

この訓令は、令和 5 年 6 月 12 日から施行する。

(令和 5 年 6 月 12 日揭示済)

奈良市訓令甲第 6 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

令和 5 年 6 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令

(奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正)

第 1 条 奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程（平成 2 年奈良市訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 企画部会の項中「リサイクル推進課長 観光戦略課長」を「リサイクル推進課長」に、「JR 奈良駅周辺整備事務所長」を「駅周辺整備事務所長」に改め、同表調査研究部会の項中「西大寺駅周辺整備事務所長 開発指導課長」を「開発指導課長」に改め、同表市民運動推進部会の項中「情報政策課長」を「DX 推進課長」に、「JR 新駅周辺整備推進課長」を「新駅まちづくり推進課長」に改める。

(奈良市環境調整会議設置規程の一部改正)

第 2 条 奈良市環境調整会議設置規程（平成 11 年奈良市訓令甲第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「廃棄物対策課長 リサイクル推進課長」を「廃棄物対策課長」に改める。

(奈良市債権回収対策本部設置規程の一部改正)

第 3 条 奈良市債権回収対策本部設置規程（平成 20 年奈良市訓令甲第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「リサイクル推進課長」を「廃棄物対策課長」に改める。

(奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

第 4 条 奈良市職員の勤務時間等に関する規程（昭和 44 年奈良市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表共生社会推進課の項を削る。

附 則

この訓令は、令和 5 年 6 月 27 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

(令和 5 年 6 月 27 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 13 日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

奈良市教育委員会規則第 6 号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則（平成 24 年奈良市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表済美バンビーホームの項中「91 人」を「162 人」に改め、同表鶴舞バンビーホームの項中「59 人」を「132 人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 5 年 6 月 13 日揭示済)

災 害 対 策 本 部

奈良市災害対策本部告示第 1 号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 6 月 14 日

奈良市災害対策本部長 仲 川 元 庸

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程（平成 22 年奈良市災害対策本部告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

部名	班名	所掌事務
各班共通		1 本部事務局及び他班との連絡調整に関すること。 2 管理施設等に関する被害状況の情報収集及び報告に関すること。 3 班内の連絡調整と部内協力に関すること。 4 班内業務計画の策定に関すること。 5 班内職員の活動計画に関すること。
本部事務局	本部事務班	1 本部の設置及び運営に関すること。 2 各部及び関係機関との連絡調整（他部に属するものを除く。）に関すること。 3 県本部への連絡及び報告に関すること。 4 自衛隊等への応援要請に関すること。 5 災害情報及び災害対策活動のとりまとめに関すること。 6 被害状況のとりまとめに関すること。 7 災害情報の発信及び防災行政無線の運用に関すること。 8 応急対策活動の調整に関すること。 9 各種協定（他部に属するものを除く。）に関すること。
総合調整部	総括班	1 被害状況の把握及び収集に関すること。 2 被害状況に基づく応急対策の調整に関すること。 3 本部事務局の支援に関すること。 4 本部長及び副本部長の特命に関すること。 5 災害予算及び災害時の資金運用に関すること。 6 災害に伴う財政計画及び政府機関との連絡に関すること。 7 その他各部に属さない事務の調整に関すること。
	広報班	1 災害時の広報（安否情報の広報を含む。）に関すること。 2 記録写真の作成及び保存に関すること。 3 報道機関との連絡調整に関すること。 4 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	職員班	1 被災職員の調査（安否確認）のとりまとめに関すること。 2 職員の動員及び配備に関すること。 3 職員及び派遣職員の宿舎、給与及び給食に関すること。 4 職員の健康管理及び衛生管理のとりまとめに関すること。 5 避難所配置職員の選定に関すること。
	地域班	1 各種民間団体の活用及び連絡調整に関すること。 2 所管地域の被害状況調査における調査班への協力に関すること。 3 土木、農林施設等の被害状況の把握・収集及び応急復旧等（月々瀬担当及び都祁担当に限る。）に関すること。

		4 各地域における各班業務への協力に関すること。
総務部	総務対策班	1 来庁者等の安全確保に関すること。 2 災害視察者及び見舞者の対応に関すること。 3 通信及び通話の確保に関すること。 4 物資車両等の調達及び確保に関すること。 5 災害用車両の配車（総務班に属するものを除く。）に関すること。 6 庁舎等の応急復旧に関すること。 7 情報設備の応急対策に関すること。 8 災害の状況に応じ、総合調整部への協力に関すること。
	会計・契約班	1 災害に係る義援金等の管理に関すること。 2 災害予算の執行に関すること。 3 災害の状況に応じ、総合調整部への協力に関すること。
	調査班	1 被害家屋に係る調査に関すること。 2 罹災証明書発行に関すること。 3 市税の減免等に関すること。 4 文化財に係る被害状況の調査及び県との調整に関すること。 5 災害の状況に応じ、総合調整部への協力に関すること。
土木復旧部	土木復旧第一班	1 道路、河川、橋りょう等の土木施設の応急復旧及び技術に関すること。 2 住宅内の障害物の除去に関すること。 3 下水道施設の応急復旧に関すること。 4 堤防等の危険測定及び応急復旧に関すること。 5 ため池、井せき等の危険測定及び応急復旧の指導に関すること。 6 水利組合との連絡調整に関すること。 7 罹災農地、山林、ため池等の復旧に関すること。 8 罹災農林業者に対する融資に関すること。 9 災害資金貸付に関すること。
	土木復旧第二班	1 道路、河川、橋りょう等被害状況の把握・収集に関すること。 2 避難者の誘導に関すること。 3 被災宅地の危険度判定に関すること。 4 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 5 応急仮設住宅の建築に関すること。 6 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく住宅の応急修理に関すること。 7 市有施設の応急復旧に関すること。 8 公費家屋解体の申込受付及び解体業者の選定に関すること。
保健救護部	保健救護班	1 市医師会等との連絡調整に関すること。 2 市立奈良病院との連絡調整に関すること。 3 救護所の開設に関すること。 4 保健救護班員の配備に関すること。 5 救援救護に係る関係機関との連絡調整に関すること。 6 傷病者の応急手当、助産その他の救護に関すること。 7 飲料水及び食品衛生に関すること。 8 感染症の発生及びまん延の防止に関すること。 9 愛玩動物の収容対策に関すること。 10 被災者の健康管理に関すること。 11 被災地の環境保全に関すること。 12 浸水被害における家屋の消毒に関すること。

	衛生班	1 罹災による遺体の収容及び埋火葬に関する事。 2 警察署及び消防班等との連携に関する事。
援護部	援護班	1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）、災害救助法又は小災害に対する救助内規の適用手続に関する事。 2 所管施設の使用協力に関する事。 3 災害援護資金の貸付けに関する事。 4 被災者生活再建支援金の申請等の受付に関する事。 5 応急仮設住宅の供与に関する事。 6 住宅の応急修理対象者の認定に関する事。 7 要援護者及び要配慮者に対する支援に関する事。 8 福祉避難所の開設及び運営に関する事。
市民支援部	市民支援班	1 生活必需品等の給（貸）与及び運搬に関する事。 2 応急物資の運搬及び配分に関する事。 3 救援物資（義援金を含む。）の受領及び配分に関する事。 4 保育所、こども園及び幼稚園を利用中の子どもの被害状況の把握、安全対策及び連絡調整に関する事。 5 災害ボランティア及び関係団体の受入れ、活用、連携及び連絡調整に関する事。
	観光経済支援班	1 観光客及び帰宅困難者の被災状況の把握及び安全対策に関する事。 2 観光客及び帰宅困難者に関する連絡及び調整に関する事。 3 通訳支援に関する事。 4 国際関係に関する連絡及び調整に関する事。 5 協定企業等からの応急食糧の調達に関する事。 6 労働の供給に関する事。 7 被災中小企業者に対する融資に関する事。 8 罹災住宅の復旧資材購入あっせんに関する事。
環境部	環境班	1 災害時における廃棄物の処理に関する事。 2 廃棄物処理施設の管理及び応急復旧に関する事。 3 仮設トイレの調達及び関係業者との調整に関する事。 4 被災地域のし尿処理に関する事。 5 災害廃棄物の広報及び住民対応に関する事。 6 災害廃棄物の処理に係る関係主体との連携に関する事。 7 災害廃棄物処理実行計画に関する事。 8 被災家屋の公費解体事務に関する事。 9 災害廃棄物処理に係る補助金申請及び査定対応に関する事。 10 災害廃棄物仮置場の設置及び運営に関する事。 11 災害廃棄物の処理に関する受援計画及び体制に関する事。
消防部	消防班	1 119 番通報を含む被害状況の把握及び情報収集に関する事。 2 職員及び消防団員の動員に関する事。 3 災害現場における救急活動に関する事。 4 災害現場における消防活動及び防災業務に関する事。 5 人命救助に関する事。 6 避難者の誘導に関する事。 7 消防無線通信の確保に関する事。 8 災害時の消防隊出動統制に関する事。 9 消防団員との連絡調整に関する事。

			10 広報活動（広報班に属するものを除く。）に関する事 11 部の経理及び給与に関する事 12 消防活動の運用に関する事 13 水防資材の調達及び保守管理に関する事
水道部	総務班		1 水道被害状況の把握及び報告に関する事 2 部内各班の連絡調整に関する事 3 水道の応急対策活動等の調整に関する事 4 広報（広報班に属するものを除く。）に関する事 5 部内における被害状況のとりまとめに関する事 6 部の災害用車両の管理と配車等に関する事 7 部の経理及び給与に関する事
	給水班		1 飲料水供給に関する事 2 非常給水に関する事
	復旧班		1 水道施設の被害状況の調査及び報告に関する事 2 水道施設の応急復旧工事に関する事
	水源班		1 水源及び浄水施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事 2 水源及び浄水施設の応急復旧工事に関する事
避難所部	避難所統括班		1 部内の動員及び配備に関する事 2 避難所に係る統括に関する事 3 避難所における情報のとりまとめ及び報告に関する事 4 社会教育等関係団体の活用及び連絡調整に関する事 5 学校教育施設の使用協力に関する事
	避難所支援班		1 避難所の開設及び避難者の収容（福祉避難所を除く。）に関する事 2 避難所の管理運営の統括に関する事 3 施設管理者等との連絡調整及び協力に関する事 4 学用品の配布に関する事
	炊出し・食糧班		1 応急食糧の炊出し等による食糧の給付に関する事 2 炊出し等における関係機関との連絡調整に関する事 3 避難所支援班への協力に関する事

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条・第 6 条・第 7 条関係）

部名	部長、副部長及び部長付	班名	班長及び副班長	班員
本部事務局	部長 危機管理監 部長付 危機管理監付参事	本部事務班	班長 危機管理課長	危機管理課
総合調整部	部長 総合政策部長 部長付 総合政策部次長 部長付 総合政策部参事 部長付 総務部次長 部長付 東部振興監	総括班	班長 総合政策課長 副班長 財政課長	総合政策課 財政課 法務ガバナンス課
		広報班	班長 秘書広報課長	秘書広報課
		職員班	班長 人事課長	人事課
		地域班	班長 西部出張所長 班長 月ヶ瀬行政センター所長 班長 都祁行政センター所長 班長 東部出張所長 班長 北部出張所長	西部出張所各課 月ヶ瀬行政センター各課 都祁行政センター各課 東部出張所 北部出張所

総務部	部長 総務部長 部長付 総務部参事 部長付 会計管理者	総務対策班	班長 資産管理課長 副班長 総務課長	資産管理課 総務課 DX推進課
		会計・契約班	班長 契約課長 副班長 会計課長	契約課 会計課
		調査班	班長 市民税課長 副班長 文化財課長	市民税課 文化財課 資産税課 納税課 滞納整理課
土木復旧部	部長 建設部長 副部長 都市整備部長 副部長 都市整備部理事 部長付 都市整備部次長 部長付 建設部次長 部長付 建設部参事 部長付 事業部次長 部長付 都市整備部参事	土木復旧第一班	班長 道路維持課長 副班長 農政課長	道路維持課 農政課 駅周辺整備事務所 公園緑地課 土木管理課 道路インフラ保全課 道路建設課 河川耕地課 下水道事業課
		土木復旧第二班	班長 都市計画課長 副班長 開発指導課長	都市計画課 開発指導課 交通バリアフリー推進課 都市政策課 新駅まちづくり推進課 建築指導課 住宅課 建築デザイン課 農業委員会事務局
保健救護部	部長 健康医療部長 副部長 健康医療部理事 部長付 健康医療部次長 部長付 健康医療部参事 部長付 看護専門学校長 部長付 保健所長	保健救護班	班長 医療政策課長 副班長 健康増進課長	医療政策課 健康増進課 新型コロナウイルスワクチン接種推進課 母子保健課 保健・環境検査課 保健衛生課 保健予防課 救護班員
		衛生班	班長 斎苑管理課長 副班長 福祉医療課長	斎苑管理課 福祉医療課
援護部	部長 福祉部長 部長付 福祉部次長 部長付 福祉部参事	援護班	班長 福祉政策課長 副班長 障がい福祉課長	福祉政策課 障がい福祉課 保護課 長寿福祉課

				国保年金課 介護福祉課
市民支 援部	部長 市民部長 副部長 子ども未来部長 副部長 子ども未来部理事 副部長 子どもセンター所 長 副部長 観光経済部長 部長付 市民部次長 部長付 子ども未来部次長 部長付 観光経済部次長 部長付 子ども未来部参事 部長付 子どもセンター次 長	市民支援班	班長 地域づくり推進課長 副班長 子ども政策課長	地域づくり推進課 子ども政策課 文化振興課 スポーツ振興課 保育総務課 保育所・幼稚園課 子育て相談課 一時保護課 子ども支援課
		観光経済支援班	班長 観光戦略課長 副班長 産業政策課長	観光戦略課 産業政策課 奈良町にぎわい課
環境部	部長 環境部長 副部長 環境部理事 部長付 環境部次長 部長付 環境部参事	環境班	班長 環境政策課長 副班長 廃棄物対策課長	環境政策課 廃棄物対策課 収集課 まち美化推進課 環境清美工場 土地改良清美事務 所 クリーンセンター 建設推進課
消防部	部長 消防局長 部長付 消防局次長	消防班	班長 総務課長 副班長 消防課長	総務課 消防課 予防課 救急課 指令課 中央消防署 南消防署 西消防署 北消防署 東消防署
水道部	部長 経営部長 副部長 事業部長 部長付 経営部次長 部長付 経営部参事 部長付 事業部参事	総務班	班長 共同事務推進課長 副班長 企業総務課長	共同事務推進課 企業総務課 経営企画課
		給水班	班長 給排水課長 副班長 企業出納課長	給排水課 企業出納課
		復旧班	班長 水道計画課長 副班長 水道工務課長	水道計画課 水道工務課
		水源班	班長 送配水管理センター所 長	送配水管理センタ ー
	部長 教育部長 副部長 市民部理事 部長付 教育部次長 部長付 CIO 補佐官 部長付 選挙管理委員会事	避難所統括班	班長 教育総務課長 副班長 地域教育課長	教育総務課 地域教育課 共生社会推進課 子ども育成課 教育 DX 推進課

避難所 部	務局長 部長付 監査委員事務局長 部長付 教育センター所長	避難所支援班			教育施設課
			(小学校担当)	班長 学校教育課長	避難所配置職員 (小学校担当) 学校教育課 教育政策課 いじめ防止生徒指導課
			(中学校担当)	副班長 教職員課長	避難所配置職員 (中学校担当) 教職員課 教育支援・相談課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局
			(小・中学校以外担当)	副班長 中央図書館長	避難所配置職員 (小・中学校以外担当) 中央図書館 中人権文化センター 東人権文化センター 南人権文化センター 一条高等学校
		炊出し・食糧班	班長 市民課長 副班長 保健給食課長		市民課 保健給食課

備考

この表に定める「保健救護部 保健救護班 救護班員」については、原則として課長以上を除く正規職員の保健師及び看護師の全員を充てることとする。

附 則

この告示は、令和5年6月14日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年4月1日から適用する。

(令和5年6月14日揭示済)